

仕 様 書

1. 件名

自律型医療ロボットの標準化に係るニーズ調査

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所セルフケア実装研究センター（以下、「産総研」という。）では、超少子高齢化による医療現場の働き手不足の課題に対する業務の省力化・省人化を目指した、自律型医療支援ロボットの研究開発及びその標準化を進めている。

3. 調査の目的

本調査は、将来的に自律型医療支援ロボットがどのような機能を有していれば社会実装が可能か、診療現場に導入される際の障壁がなくなるかを、ユーザーである医療者に対してヒアリング調査を実施し、理想的なロボットの形態からバックキャストすることにより標準化すべき事項を明確化することを目的としている。

4. 調査項目

（1）自律型医療支援ロボットのニーズに関するヒアリング

産総研において研究を進めている医療ロボットの情報をベースに、ユーザーである医療者に対して、機能の充足性及び安全性、また製品としての訴求性をヒアリングにより抽出すること。主に超音波検査の運用を対象とし、当該検査に精通する医療者及び医療機関における製品購入の意思決定者（経営者含む）合計 10 名以上をヒアリング調査対象とすること。

5. 調査方法

（1）医療機関等における医療者及び経営者へのヒアリング調査

6. 支給品

・調査対象となる自律型医療支援ロボットに関する資料

7. 特記事項

（1）本調査のスケジュール管理及び進捗管理を主体的に行うこと。

（2）適宜、調達請求者と調査の進捗報告を Web ミーティングで行うとともに、検討内容に関する意見交換を行い、その結果を調査に反映すること。

8. 受注者に必要な要件等

受注者は、次の各号について実績を有していること。

（1）ライフサイエンス分野は日進月歩であり、幅広い知識と深い専門性が必要なため、受注者内に医療機器、ライフサイエンス、製薬企業等の大手の事業会社の出身者がプロジェクトに関与していること。また受注者内にライフサイエンスに係る Ph. D を有する者が 1 名以上在

籍し、適時連携体制を取れること。

- (2) 今回の調査は医療に密接にかかわるため、現場を知っていることが非常に重要である。そのため、受注者内に医師がいるか、若しくは大学病院等との密な連携体制を持っているなど、医療技術を評価できる体制にあること。
- (3) 調査のクオリティを担保するために本分野での調査を統括した経験が非常に重要である。そのため、3年以内にライフサイエンスにおける官公庁及び民間の委託案件に関して、10件以上の委託を受けているメンバーが主担当として統括していること。

9. 納入物品

- (1) 調査・分析結果報告書(紙媒体または電子媒体) 1部

※日本語で記載すること。

※電子媒体の場合、原則としてUSB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

※電子媒体は、産総研が指定したファイル共有システムを使用し提出すること。パスワード等による暗号化は行わないこと。

10. 納入の完了

作業完了の後、「9. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。なお、納入に先立ち、事前に調達請求者の確認を受けたうえで、納入物品が仕様書を満たしていない場合には、調達請求者の指示に従い修正し納入すること。

11. 納入期限及び納入場所

納入期限: 2026年1月30日

納入場所: 〒305-8564 茨城県つくば市並木 1-2-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所つくばセンター中央事業所東地区
5A 棟 2203 室 セルフケア実装研究センター

12. 成果の取扱い

- (1) 産総研は、受注者が本調査を遂行するうえで得られた技術上の成果のうち産総研が指示するもの(以下、「成果」という。)についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 受注者は、本調査において作成した著作物についての著作権を産総研に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、契約期間終了後、直ちに別紙の著作財産権譲渡証書及び著作者人格権不行使証書を産総研に提出するものとする。
- (4) 受注者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

13. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容および知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 受注者は、調達請求者の求めにより、調査の進捗状況及び調査内容について報告しなければならない。
- (3) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

以上

著作財産権譲渡証書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

受注者

住所

会社名

代表者氏名

印

作業請負契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)

件名

上記契約により作成した成果品の所有権及び著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に譲渡したことに相違ありません。ただし、自己所有していた権利は除くものとします。

著 作 者 人 格 権 不 行 使 証 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

受 注 者

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

作業請負契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)

件 名

上記契約により作成した成果品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)に関わる著作者人格権を行使しないことを約束します。なお、著作者人権を行使しようとする場合は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の承認を得るものとします。